



申23号

「柔軟な働き方と多様な活躍の実現に向けた 制度改正等について」に関する申し入れを提出！（その1）

JR 東労組は、2021 年 12 月 15 日会社から「柔軟な働き方と多様な活躍の実現に向けた制度改正等について」の提案を受けました。今制度改正は、同日合わせて提案された「組織の再編」と関連し、組合員の生活と仕事に大きくかわる内容であるため、各職場において議論を行ってきました。今回の提案事項には、この間、組合員の声に基づき、生活の環境向上や働きやすい職場環境をつくり出すために議論を繰り返した内容が多くあります。特に新幹線等通勤の区間拡大や半休の取得要件拡大、育児・介護に関わる休暇・休職制度の充実は、これまで求めてきた内容でもあり、一定の成果を感じることが出来ます。

一方で、組合員からは、「実施内容や実施期日が多岐にわたるため、何がどのように変わるのか不明確で分かりづらい」「組合員の現実を踏まえ、もう少し使いやすくしてほしい」との声が届けられています。また「なぜこの内容で見直すのか分からない」との意見や職場の管理者に聞いても返答できない一部の現実など報告も受けています。私たちは、今制度改正等については組合員の生活と仕事の充実感や充足感を実感できるものとして取り組むべきだと考えます。実施時期まで残り1ヶ月を切る内容がある中で、未だ職場での説明が不明確で不安を持つ組合員がいるのが現実です。したがって、組合員の不安の解消と生活環境・労働環境を向上する制度改正等とするために、下記のとおり申し入れを行いました。

1. 制度改正等を実施する目的を明らかにすること。
2. 制度改正等によって組合員の働きがいなどがどのように向上するのか明らかにすること。また、組合員が生活と仕事に対する充実感・充足感を実感できる制度改正等とすること。
3. 企画部門の職名を現業機関と同様にする理由を明らかにすること。また、企画部門における技術専任職の配置・考え方について明らかにすること。
4. 企画部門の職名見直し後においても、現在の管理手当等の支給額は減額しないこと。
5. 職務手当について、支給基準を満たさなくなった場合においても、最長3ヶ月職務手当を継続して支給する理由を明らかにすること。
6. 通勤手当の見直しについて、この時期に実施する目的を明らかにすること。また、通勤手当対象外の新幹線等の乗車距離が通算400km以上の取扱いについては変更しない理由を明らかにすること。
7. 通勤手当の見直しにより、「在来線普通列車利用時よりも通勤時間が短縮できる場合、新幹線等による通勤を認める」ことになることから、最寄の乗車駅から新幹線等乗車駅への折り返し乗車・降車等の際については、折り返す駅数に関係なく利用可能とすること。
8. 山形新幹線の全車指定席化に伴う新幹線通勤の取扱いについて明らかにすること。また、仙台以南の「やまびこ」の本数減少に伴い、東京～福島駅間において「つばさ単独運転」時においても新幹線通勤を可能とすること。
9. 組合員の通勤時間（列車本数や乗換時間を含む）を考慮した勤務箇所とすること。また、通勤事情等を考慮し、既婚者についても希望すれば寮等を入居可能とすること。

その2へ続く